

閱覽用

令和3年8月23日

第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月23日(月) 午後1時56分から午後2時52分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(19名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第45号 現況確認証明申請について

第4 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第8 議案第50号 営農型発電設備の設置に関する意見について

第9 議案第51号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第9回二本松市農業委員会を開会します。

(宣告 午後1時56分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員19名中19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、4番菅野一紀委員、5番川口美奈子委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第45号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第45号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,289平方メートル、非農地の事由・20年ほど前から耕作しておらず放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（武藤一夫）委員 それでは議案第45号番号1番について調査結果をご説明申し上げます。

去る7月27日午後3時から野地係長、他1名と農業委員・武藤栄利さん、最適化推進委員の菅野正寿さん、あと私武藤一夫と合計5名で現地を確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりでございます。議案にそって何の問題もなく許可適当と考えます。皆様のご判断よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局ならびに担当委員の報告に対する質問及び意見を許
します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第45号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第45号、番号1について
は原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、議案第46号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをご覧ください。

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年8月23日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1につきましても、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要
望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、貸付人が引き続き経営移譲年金を受給するため、借受人が農業経営を継承し、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（川口美奈子）委員 議案46号の1番について調査結果をご報告いたします。

8月22日午後2時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんと聞き取り調査および現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

32番（渡邊 久）委員 それでは議案第46号番号2番につきまして調査結果をご報告いたします。

8月18日、農業委員の佐久間栄吉さんおよび譲受人の■■■■さんとともに現地を調査いたしました。この5筆の土地は、3月に申請がありまして、■■■■さんに譲渡された土地であります。今回はそれを息子さんの■■■■さんに譲るということであります。事務局の説明どおり何ら問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局ならびに担当委員の報告に対する質問及び意見を許
します。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第46号、番号1、番号2について、原案のとおり許可することに賛成
の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第46号、番号1、番号2
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第5、議案第47号「農地法第4条第1
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。平成5年より利用していた作業場の一部が違
反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（川口美奈子）委員 議案47号の1番について調査結果をご報告いたします。

8月22日の午後に、申請人の[REDACTED]さんに聞き取り調査および現地調査を行いました。境界確定をした際に違反が判明したということで、顛末書が出ております。顛末書に書かれている内容は認められるものであり、また今後の農地法遵守も確約していることから、今回の申請はやむを得ず許可することができるものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局ならびに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第47号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第47号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書7ページから8ページにかけてご覧願います。

番号4、仮設足場の需要増加に伴い既存の敷地では資材置場のスペースが不足するため、申請地に資材置場の移転を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、県発注の河川改修工事に伴い、既存住宅からの転居が必要となったため申請地に計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、一時転用になります。東北集落で実施している赤そば事業関連のイベント開催にあたり駐車場の確保が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号8、一時転用になります。市発注の災害復旧工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号9、一時転用になります。市発注の災害復旧工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号10、一時転用になります。市発注の災害復旧工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるも

のであります。

番号11、事後申請になります。令和元年の台風で崩壊した原野の法面を復旧した際に、申請地まで越境していたことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 議案48号番号1について調査内容をご報告いたします。

8月19日午前10時より現地にて、譲渡人の[]さんより、大石推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[]さんからは電話にて確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案第48号番号2について調査内容を報告します。

8月19日午後2時より、推進委員・菊地清吉さんとともに、貸付人・[]
[]さんの息子さんであります[]さん、借受人・[]

株式会社・執行役の さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。現地は宅地のすぐ上側にあるもので、法面がないと排水に困るということで心配され、側溝の新設を要望いたしました。それによって問題回避がなされ、調査の結果、特に問題がなく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。

8月21日、推進委員の平さんとともに、午前中に貸付人の さん並びに借受人の さん、 さんは親子関係で、 さんは息子さんの奥さんということで、話の内容は主にお父さんの さんの方から話をお聞きしまして現地で確認してまいりました。その結果、調査内容といたしましては何ら問題もなく許可適当と思われるので、皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 議案48号の4番について調査結果をご報告いたします。

申請地は5,000平方メートルを超えるという場所で、8月18日午後2時に、二本松全地区の農業委員と推進委員の方と事務局から2名、譲渡人の1人である さん、譲受人の代理人の の さんと、現地にて聞き取り調査および現地調査を行いました。代理人の さんより利用計画の説明も受けました。また、他の譲渡人の さん

んと■■■■さんには、同日に電話で内容についての確認をいたしましたところ、申請内容に間違いがないというご返答でしたので、事務局説明のとおりで許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員　13番佐藤でございます。議案第48号5番の案件についての調査結果の報告を申し上げます。

15日11時に■■■■さん宅にお伺いをいたしまして、ご都合の確認をいたしましたところ、18日午前10時からが都合がいいから、その時間でということで、18日10時に私と推進委員の大内信一さん、それから■■■■さん、それから身内の■■■■さんという方にもお立会いただきまして、■■■■行政書士法人の測量の方の■■■■さんという方が一緒にこの境界とかを説明をいただき、その結果何ら問題はなかったということで、事務局報告のとおりであります。結果、問題はないのではないかとということで、皆様にご報告申し上げます。それから譲受人の■■■■さん、この方も同日18日6時50分に電話をして確認しましたところ、間違いがないということでございました。以上でございます。

21番（佐藤 孝）委員　21番佐藤です。議案第48号の6番。

8月15日、野地太郎農業委員とともに現地で■■■■氏、■■■■氏とともに確認をしました。確認の結果、何ら問題ないというふうに考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

38番（武藤健之）委員 議案第48号番号7について調査の内容をご報告いたします。

8月16日午後2時より貸付人の■■■■さん、大内委員と私の3人で現地を調査いたしました。また借受人の■■■■■代理人の方には、電話にて間違いないという報告を受けました。内容については事務局説明どおりです。調査の結果、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

8番（安齋喜八）委員 8番安齋です。議案48号8番について現地調査の報告をいたします。

去る8月15日、佐藤推進委員、私と地権者の■■■■さんと■■■■さん、それから■■■■の社長、5人で現地調査を行いました。現場を施工するにあたっては、そこを使わないと出来ないという状況でしたので、あとは事務局説明のとおりでございます。許可適当と思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

32番（渡邊 久）委員 議案48号番号9および10について調査結果をご報告いたします。

8月18日、農業委員の佐久間栄吉さんとともに貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■株式会社の担当の■■■■さんの4名で現地を確認いたしました。内容は事務局説明どおりで何ら問題ないと思われま。

また番号10に関して説明いたします。同じく8月18日、農業委員の佐久

間栄吉さんおよび貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■の■■■■さんの4名で現地を確認いたしました。内容は事務局説明どおりでありまして、何ら問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

27番（菅野正寿）委員 議案48号の11番について調査結果報告いたします。

去る8月21日午前9時より、武藤一夫農業委員とともに譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんとともに現地にて確認いたしました。これは災害復旧で、■■■■さんの住宅前の大きな土手方面が土砂崩れに遭ひ、災害復旧の後で判明したということで、顛末書も挙がっておりますので、災害復旧が急がれた上、工事が終わった後に分筆で明らかになったということで、やむを得ないという判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局ならびに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第48号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第48号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。

今回の所有権移転の内容につきましては、二本松地区1筆1,534平方メートルの計画内容でございます。

議案書12ページの番号1につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第49号、番号1について
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第50号「営農型発電設備の
設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第50号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要
領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）
第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の
効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認め

られること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

作付け予定作物は、牧草であります。申請地は、農地の端に位置しており、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

今回の営農型発電は農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものであり、令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知にて新たに設置可能とされているところであります。

なお、申請人氏名および設置理由につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第50号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙

手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第50号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第9、議案第51号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、編入の番号1および番号2については、[REDACTED]委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第51号、編入の番号1および番号2を審議することとしますので、[REDACTED]委員の退席を求めます。

([REDACTED] [REDACTED]委員 退席)

議長(奥平貢市)会長 議案第51号、編入の番号1および番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第51号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)第

13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和3年8月23日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、6月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。編入については24,836平方メートル、除外については宅地等とするものが16筆・53,282平方メートルとなります。

それでは、ご説明申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

編入の番号1および番号2につきましては、中山間地域等直接支払い交付金事業に加入するため農用地区域への編入を行うものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第51号、編入の番号1および番号2についての質問および意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第51号、編入の番号1および番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第51号、編入の番号1および番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第51号、編入の番号3から番号9、および除外の番号1から番号9について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書22ページから24ページにかけてご覧願います。

編入の番号3から番号9につきましては、中山間地域等直接支払い交付金事業に加入するため農用地区域への編入を行うものであります。続いて除外の説明に移ります。

議案書25ページをご覧願います。

除外の番号1については、ほか1筆、畑、2,809平方メートルに資材置場を整備するものであります。申請地は第1種農地ではありますが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号2については、田、37平方メートルに進入路を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

議案書26ページをご覧願います。

除外の番号3については、ほか3筆、田、4,847平方メ

ートルに管理事務所・処理施設等を建築するものであります。申請地は、小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

除外の番号4については、XXXXXXXXXXほか1筆、田、1,022平方メートルに駐車場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。既存施設拡張事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号5については、XXXXXXXXXXほか1筆、畑、378平方メートルに一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号6については、XXXXXXXXXX、畑、91平方メートルに進入路を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

議案書28ページをご覧ください。

除外の番号7については、XXXXXXXXXX、畑、76平方メートルに駐車場を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

除外の番号8については、XXXXXXXXXX、田、562平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

除外の番号9については、XXXXXXXXXXほか1筆、原野、

43, 460平方メートルに太陽光発電設備を設置するものであります。既に非農地判定済みの土地であります、太陽光発電設備の設置を計画しており、農用地からの除外が必要となったものです。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案第51号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号1について調査内容を報告します。

8月19日午後2時30分より推進委員・菊地清吉さんとともに、土地所有者の[]さん、体調不良のため電話にて聞き取りいたしました。事業計画者の[]さんより聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、周辺農地の営農に対する影響や農地集積に対する支障がないと考えられるため承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

17番（松本 太）委員 議案51号番号2について調査内容をご報告いたします。

8月23日午前11時30分より現地にて、申請人の[]さんより、菊地推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案第51号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号3について調査内容を報告いたします。

8月17日に所有者の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんと事業計画者の株式会社■■■■の地元の担当者より内容を聞き取り、8月21日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが山に囲まれており、隣接農地への影響もないため農振地除外は問題がないと考えますのでご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第51号（除外）の番号4、5について調査内容を報告いたします。

番号4について、去る18日午後2時より、土地所有者の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。事業計画者の■■■■株式会社代表取締役・■■■■氏は当日、都合が悪く電話での確認で申請に間違いがないことを確認しました。なお、両人は親子です。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆さん方のご審議よろしくお願いたします。

次に番号5について、同じく18日午後2時30分より、土地所有者の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。事業計画者・■■■■氏は、当日都合が悪く、電話での確認で申請に間違いがないということでした。なお、両人は祖父と

孫の関係です。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

1 番（野地太郎）委員 議案第 5 1 号の 6 番について調査結果を報告いたします。

8 月 1 5 日、推進委員の佐藤孝さんと一緒に[]さん宅にお伺いして説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

続きまして 7 番、同じ人でございますが、同じ日に推進委員の佐藤さんと 2 人で、またお伺いをして住宅の下って言いますか、高台にあるものですから、その下の所に農地を駐車場にしたいという話でした。別に雨水とか、そういう汚水関係にはないので許可適当と考えております。

続きまして 8 番、[]さん、旦那さんも一緒に立ち会っていただきまして、同じく 1 5 日の日にお伺いしました。推進委員の佐藤孝さんと一緒に聞き取り調査をいたしました。事務局の説明どおりで、現在の浄化槽に入れるということではありますが、別に心配ないのかなということで許可適当と思っておりますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

1 4 番（佐藤美由紀）委員 議案第 5 1 号二本松農業振興地域整備計画変更の除外番号 9 について調査内容を報告します。

8 月 1 6 日 1 時 3 0 分より、推進委員・武藤善朗さんとともに、土地所有者の[]さんおよび事業計画者の[]株式会社と提携している会社の[]さん、[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内

容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に周りで田畑の耕作もしておらず、影響もないと思われるため承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局ならびに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第51号、編入の番号3から番号9、および除外の番号1から番号9について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第51号、編入の番号3から番号9、および除外の番号1から番号9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時52分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年8月23日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 菅野 一紀

署 名 委 員 川口 美奈子